

食品産業海外展開支援事業実施要領

制定 平成 30 年 3 月 30 日 29 食産第 5522 号

農林水産省食料産業局長通知

第 1 目的

海外農業・貿易投資環境調査分析事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 食産第 5386 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類の欄の 1 にある本事業は、実施要綱及び海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金交付要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 食産第 5389 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するところとする。

第 2 事業実施主体

1 実施要綱別表 1 において、事業実施主体の欄の 1 から 4 の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

（1）第 3 の 1 の栄養改善ビジネスの国際展開支援事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人及び法人格を有しない団体で事業承認者（実施要綱第 5 の 1 の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

（2）第 3 の 2 の日本食提供拠点構築支援事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人及び特認団体

（3）第 3 の 3 の J A S 規格認証支援事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公社、独立行政法人及び特認団体

（4）第 3 の 4 の食品産業グローバル展開推進事業

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非

営利活動法人、企業組合、事業協同組合、独立行政法人、地方独立行政法人及び特認団体

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 各年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、実施要綱第5の1の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を提出する際、別記様式1を併せて食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

1 栄養改善ビジネスの国際展開支援事業

栄養改善ビジネスモデルの構築に必要な情報の収集・提供、助言等海外の栄養不良人口の削減へ向けて、国内食品事業者等の栄養改善ビジネスの国際展開を推進するため、現地調査、企業セミナー・パートナー発掘・優良事例紹介等の実施、企業へのアンケート調査、ウェブページによる情報提供を支援する。

（補助対象経費）

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費、需用費、賃借料および使用料、委託費

2 日本食提供拠点構築支援事業

(1) 外食産業の海外展開支援事業

日本の外食産業のロシア展開を促進するため、ロシア（モスクワ又はサンクトペテルブルク等の大都市）への出店に強い関心を有する日本の外食企業に対して、その実現に向けたロシアの外食企業等とのマッチング、契約交渉、開店等に関する支援を実施する。

（補助対象経費）

調査員手当、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、通訳費、翻訳料、旅費、海外渡航保険料、露企業の招へい費及び滞在に要する経費、コンサル委託費、弁護士費、日本産食材運搬試験の食材費及び運搬費、営業等ライセンス取得に係る経費、店舗改装に係る経費（当該経費のうち50%を限度とする。）、店舗賃貸に係る経費（当該経費のうち50%を限度とする。）、日本産食材の輸入手続きに係る経費、広報に係る経費、店舗スタッフの研修に係る経費、資料作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、通信運搬費及び報告書印刷費等

(2) 日本人日本食料理人の海外展開支援事業

海外展開を担う日本人の日本食料理人（以下「日本料理人」という。）を育成するため、次に掲げる取組を実施する。

ア 有望市場の調査の実施

海外において日本料理人のニーズがある国、地域及び都市等の有望市場の調査を実施する。

イ 国内セミナー・研修の実施

(ア) セミナーの実施

海外進出に関心のある日本料理人を対象として、海外にて日本食レストランを出店し経営するために必要となる知識や、海外の日本食レストランで雇用される際に必要となる知識等を得るためのセミナーを、全国各地域の主要都市において、計 10 回以上実施する。

(イ) 研修の実施

(ア) のセミナーを受講した者のうち海外進出を行う意向がある者を対象とし、海外進出を行う際に必要となる詳細な知識・ノウハウ等を習得するための国内研修を実施する。

ウ 海外研修の実施

イの (イ) の研修を受けた者のうち、海外進出を行う志が極めて高い者を海外研修生として選考し、海外の日本食レストラン等において現地市場の状況、食材等の調達、商慣習、仕事の進め方、実務等を学ぶための海外研修を実施する。

(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、通訳費、翻訳料、海外からの講師招へい費、海外渡航保険料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、食材等購入費、消耗品費、賃借料、会場装飾費、通信運搬費、専門家指導活動費、海外研修生の渡航費、滞在に要する経費及び日当・旅費、調査費、広報普及費、報告書印刷費等

3 J A S 規格認証支援事業

日本からの農林水産物・食品の輸出拡大や、我が国食産業の海外展開の取組を促進するため、海外市場への進出を目指す又は既に進出している農林水産・食品分野の関連事業者（製造業、流通業、小売業等）に対し、日本製品の品質や特色、事業者の技術や取組などの強みの訴求につながる J A S 規格の認証取得を支援する。

事業実施主体は、国内の農林水産・食品分野の関連事業者とする。なお、認証取得にあつては、海外現地法人（海外子会社（日本側出資比率が 10% 以上の外国法人をいう。）及び海外孫会社（日本側出資比率が 50% 超の海外子会社が 50% 超の出資を行っている外国法人をいう。）をいう。）も支援の対象とする。

(補助対象経費)

認証取得費用（検査費、講習会受講費、講師派遣依頼費、旅費等）

4 食品産業グローバル展開推進事業

食品産業（製造業、外食・中食業、流通業、小売業等）の海外展開の推進を図るため、食品産業の海外展開及び現地での操業拡大が有効な事業に対し、連携先となり得

る相手先企業等の開拓支援、個々の企業努力では解決困難な課題解決の支援、事業可能性調査・実証等の取組への支援を行う。

(1) ロシアに対する「8項目の協力プラン(※)」に基づく事業可能性調査・実証事業
ロシアに対する「8項目の協力プラン」に基づくロシア展開に関連する取組等への支援を実施する。

(2) 海外展開における事業可能性調査・実証支援事業

(1) 以外の食品産業の海外展開に関連する取組への支援を実施する。

(補助対象経費)

本事業を実施するための人件費、謝金、賃金、旅費(企業進出に係る関係者等の招へいを含む)、需用費、役務費、賃借料及び使用料、委託費、実証に係る経費(試験販売経費、進出先国のニーズに応じた商品の改良費、プロモーション費、研修費等)等

(※) 平成28年5月の日露首脳会談において、安倍総理がプーチン大統領に対して提示した8項目からなるロシアの生活環境大国化・産業・経済の革新のための協力プラン

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度から平成33年度までとする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとし、食料産業局長は、次に掲げる基準を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱5の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、食料産業局長に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表 1 の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3 により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式 2 の別添「第 1 総括表」における「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

なお、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の 2 分の 1 を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を除き、この限りでない。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第 7 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第 7 の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式 2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し提出するものとする、併せて第 3 の 2 の事業実施主体は、事業の一環として作成した報告書を添付の上、食料産業局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 成果の報告等

- (1) 第 3 の 3 の事業実施主体は、事業終了年度の翌年度から 3 年間、別記様式 3 により事業成果状況について、報告に係る年度の翌年度の 6 月末日までに食料産業局長に報告するものとする。
- (2) 第 3 の 4 の事業実施主体は、事業終了年度の翌年度から 3 年間、毎年度、事業の成果について、別記様式 4 により、毎会計年度終了後 6 ヶ月以内に食料産業局長に報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ食料産業局長に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

また、設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されていない場合は、食料産業局長の指導・助言を受けるなど、翌年度以降の取組成果に結びつくよう努めるものとする。

第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第9 収益納付

1 第3の2の事業者

補助事業の実施により収入が発生した場合には、以下の計算式により補助事業実施に係わる経費から差し引いて、補助金額を申請するものとする。

$$(\text{「補助対象経費」} - (\text{「補助事業実施により発生した収入」} - \text{「補助事業実施に要した補助対象外経費」})) \times \text{補助率}$$

2 第3の4の事業者

(1) 事業実施主体は補助事業の実施により相当な収益が発生した場合には、当該収益を補助事業に係る経費から差し引いて、次のとおり補助金額を計算するものとする。

$$\text{国庫補助金額} = (\text{補助対象経費} - ((\text{補助事業の実施により発生した収入} - \text{当該収入を得るに要した費用 (補助事業に要した経費を除く。))} - \text{補助事業に要した経費のうち補助対象外経費})) \times \text{補助率}$$

(2) 事業実施主体は、事業終了後、インターネット上等に事業成果を公表するものとする。

また、事業実施主体は、食料産業局長が事業成果を普及しようとする際には、資料の提供等の協力をするものとする。

第10 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第11 留意事項

事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

第12 報告又は指導

食料産業局長は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する
- 2 この通知の施行に伴い、食品産業グローバル展開推進事業実施要領（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 食産第 6062 号農林水産省食料産業局長通知）及び中堅・中小食品関連企業海外展開特別対策事業実施要領（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 食産第 6068 号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。

この場合において、2 に掲げる通知により平成 29 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

（食料産業局長） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）
- 7 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

別記様式2（第6関係）

番 号
年 月 日

（食料産業局長） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

印

平成 年度食品産業海外展開支援事業実施計画の承認（変更、中止、廃止の承認）
申請について

海外農業・貿易投資環境調査分析事業実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5386号
農林水産事務次官依命通知）第5の1（注1）の規定に基づき、関係書類（注2）を添え
て、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

○○○○○○○○○○（注3）

（中止、廃止の理由）

○○○○○○○○○○（注4）

（注1）変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第5の2」とする。

（注2）関係書類として別添を添付すること。

（注3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

（注4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注5）事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「平成〇〇年度食品産業海外展開支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

別添

第1 総括表（積算内訳）

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表1の食品産業海外展開支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

3 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、備考については、別葉とすることができる。

4 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ計の備考欄に記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

I 栄養改善ビジネスの国際展開支援事業

1 事業の目的

事業の背景となる市場ニーズ、環境分析等を踏まえ、目的を記載すること。

2 事業の成果目標又は事業の成果（実績）

事業の成果目標
事業の成果（実績）

達成すべき定量的な目標（実施回数・参加人数・参加社数・事業実施による変化率・評価点等）についても記載すること。

成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記載すること。

具体的な製菓目標等の記載例

- ・本事業において、N J P P の参加企業数を 60 社以上とする
- ・本事業において、N J P P において現在実施しているプロジェクトに加えてプロジェクトを 1 件以上実施。

3 事業の内容

開催国（地）・派遣国（地）とその選定理由、開催期間、参加対象者、参加人数、参加者（派遣先）募集方法、派遣先企業候補（専門家派遣事業）、事業実施方法、海外での実施の場合は危機管理体制、事業終了後のフォロー方法等を事業の内容毎に具体的に記載すること。

委託をする場合は、委託内容等を具体的に記載すること。

（記入例）

- ・委託内容：〇〇地域における〇〇
- ・委託理由：委託理由（委託の必要性等）を具体的に記載。
- ・委託予定先：委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由を記載。
委託先が決まっていない場合は、選定方法（公募等）や想定先等を記載。
- ・委託予定金額：〇〇〇千円
- ・委託予定金額の根拠：見積書等の金額の根拠となる資料を添付

4 実施体制

事業実施体制を図示すること。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載すること。

5 年間スケジュール

実施内容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
							←		→				

実施期間を矢印で示すこと。

6 期待される効果・波及効果

実績報告の際には、効果の検証結果を記載すること。

7 事業成果・効果の検証方法

2「事業の成果目標」及び6「期待される効果・波及効果」と関連付けて記載すること。

8 添付資料

(1) 人件費、謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。

また、人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定してください。

(2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料（様式：任意）を添付すること。

(3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り及び委託契約書（案）を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。

(4) 必要に応じて資料を添付すること。

Ⅱ－１ 外食産業の海外展開支援事業

１ 事業実施主体の概要

- (１) 設立目的
- (２) 設立年月日
- (３) 主たる業務の内容
- (４) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及びFAX 番号
 - ④ E メールアドレス

２ 事業目的

３ 事業目標等

- (１) 事業の成果目標、波及効果

※ 事業の成果目標は、定量的に記載すること。

(例) 本事業により、日本の外食企業が１店舗以上、ロシアへ出店する。

- (２) 事業成果・効果の検証方法
- (３) 事業成果（事業の成果目標に対する事業の取組実績を記載）

４ 事業実施体制図（連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載）

５ 事業実施スケジュール（主な事業の実施時期、実施場所、主な内容を記載）

６ 事業内容（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等を具体的に記載）

Ⅱ－２ 日本人日本食料理人の海外展開支援事業

1 事業実施主体の概要

- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及びFAX 番号
 - ④ E メールアドレス

2 事業目的

3 事業目標等

- (1) 事業の成果目標、波及効果

※ 事業の成果目標は、定量的に記載すること。

(例) 本事業の海外研修を受けた日本人日本食料理人のうち、海外進出を行った料理人の割合を、本事業実施終了後から3年以内までに80%以上とする。

- (2) 事業成果・効果の検証方法

- (3) 事業成果（事業の成果目標に対する事業の取組実績を記載）

4 事業実施体制図（連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載）

5 事業実施スケジュール（主な事業の開催時期、開催地、主な内容を記載）

6 事業内容

- (1) 有望市場の調査の実施（実施時期、実施体制、実施内容等を具体的に記載）

- (2) 国内セミナー・研修の実施

ア セミナーの実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）

イ 国内研修の実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）

- (3) 海外研修の実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）

Ⅲ J A S 規格認証支援事業実施計画

1 事業実施主体の概要

- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 出荷数量
- (5) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及び FAX 番号
 - ④ E メールアドレス

2 事業目的

(例) ○○国工場にて、日本の伝統的な醸造製法を用いてしょうゆを製造し、台湾はじめアジア市場に販売することを予定。醸造製法が日本の伝統製法であることや、日本国内での製造と同等の細やかな管理を行っていることなどをアピールし取引を拡大していきたい。それらを踏まえたブランディングの一環として J A S 認証マークを活用していくことを想定。

3 事業目標等

(1) 認証予定製品情報

(例)別添製品規格書案を参照

当該製品は、和食、特に寿司に欠かせない調味料との認識が台湾において浸透しつつあり、現地類似調味料と比較し、高価なイメージがある。和食の浸透と共に使用頻度が高くなっているところだが、食卓の常備調味料とまでにはなっていないところ（別添データ参照）。

注：商品名、価格帯、販売国及び地域における製品イメージ、使用頻度等について記載。

(2) 目標、成果・効果

事業目標（達成すべき成果）

(例) J A S 認証を取得し、台湾、タイ、ベトナム向けに、しょうゆの J A S 認証マーク製品を年間 40,000 本出荷。

成果・効果（実績）

注1：目標（達成すべき成果）欄には、達成すべき定量的な目標（JAS製品を流通させる予定国又は地域名、予定国又は地域数、流通予定認証品目（規格）等）について記入すること。

注2：成果・効果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

（3）成果・効果の検証方法

4 年間スケジュール（例）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業年度				申請	研修	実地調査			認証取得		認証HP掲載	
後1年目	イベント(製品PR)			JAS品台湾向け出荷開始（翌年以降も継続して出荷）								
後2年目				JAS品タイ向け出荷開始（翌年以降も継続して出荷）								
後3年目							JAS品ベトナム向け出荷開始					

注：実施予定時期を示すこと。

5 事業の内容

（1）認証取得予定事業所

事業所名（工場名）：

所在地：

全体出荷（予定）数量：

（2）認証品目等

認証品目（規格）（予定）

(例)しょうゆ（こいくちしょうゆ、たまりしょうゆ）

認証品目（規格）（実績）

（3）申請認証機関

申請認証機関候補（予定）	申請認証機関名（実績）
--------------	-------------

（４）ＪＡＳ研修

（予定） （例）ＪＡＳに係る品質管理及び格付検査を実施する者（４名）は、９月上旬を目処に必要な研修を受講。営業又は販売に携わる者（アルバイト含む３０名）に対し、認証製品をＰＲする上で必要なＪＡＳ研修（他研修と併せて実施）を３月に実施。
（実績）

（５）ＪＡＳ認証製品の出荷

	品目	出荷先 (国又は地域名)	出荷数量	全体出荷数量 (国内占有率)
現状 H30年度	(例) しょうゆ	(例) 台湾	—	(例) 1.0L／100,000本 (国内シェア5%)
予定 H31～ H33年度	(例) しょうゆ	(例) 台湾 (H31年度)	(例) こいくち 1.0L／ 20,000本 たまり 1.0L／ 20,000本	(例) 1.0L／200,000本 (国内シェア10%)
		(例) タイ (H32年度)	(例) こいくち 1.0L／ 40,000本	(例) 1.0L／100,000本 (タイ国内シェア約〇%)
		(例) ベトナム (H33年度)	(例) たまり 1.0L／40,000本	(例) 1.0L／100,000本 (ベトナム国内シェア約〇%)
実績				

注：全体出荷数量には、ＪＡＳ認証製品に限らず品目全体の出荷量を記載。

（６）ＪＡＳ製品のプロモーション活動

(例) J A S 制度を含め製品の信頼性を強く打ち出したパンフレット、P R 活動を予定。別添パンフレット案を参照。

注：認証製品プロモーションへの J A S 活用手法、広報イメージ、イベント計画などを記載すること。J A S 製品のプロモーションにあわせた J A S 制度の普及活動を推奨する。なお、プロモーション活動費は本事業の支援対象とならないことに留意すること。

6 添付資料

- (1) 検査費、セミナー受講費については、その単価の根拠資料を添付すること。
- (2) 必要に応じて資料を添付すること。

IV 食品産業グローバル展開推進事業実施計画

- 1 事業名（ロシアに対する「8項目の協力プラン」に基づく事業可能性調査・実証事業又は海外展開における事業可能性調査・実証支援事業のどちらか該当する事業名を記載すること。）

- 2 事業の目的

事業の背景となる市場ニーズ、環境分析等を踏まえ、目的を記載すること。

- 3 事業の成果目標又は事業の成果（実績）

事業の成果目標
事業の成果（実績）

達成すべき定量的な目標（事業可能性調査・実証等の達成すべき成果、直接投資先の国・地域名、進出形態等（支店、現地法人・独資（合弁）等））についても記載すること。

成果（実績）欄には、事業実施後に取組実績を記載すること。

具体的な成果目標等の記載例

- ・進出先国における進出計画の策定。
- ・進出国における売上高を直近3年間の平均額に対して25%増とする。

- 4 事業の内容

直接投資先の国・地域とその選定理由、企業進出における現状と課題、要因分析、進出形態、課題解決に向けた方策、事業可能性調査・実証等の取組内容を具体的に記載すること。

委託をする場合は、委託内容等を具体的に記載すること。

（記入例）

- ・委託内容：〇〇地域における〇〇
- ・委託理由：委託理由（委託の必要性等）を具体的に記載。
- ・委託予定先：委託先が決まっている場合は、委託先名、選定理由を記載。
委託先が決まっていない場合は、選定方法（公募等）や想定先等を記載。
- ・委託予定金額：〇〇〇千円

- ・委託予定金額の根拠：見積書等の金額の根拠となる資料を添付

5 実施体制

事業実施体制を図示すること。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載すること。

6 年間スケジュール

実施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

実施期間を矢印で示すこと。（複数年度にわたる事業計画を立てる場合にあっては、適宜欄を追加して記載願います。）

7 期待される効果・波及効果

実績報告の際には、効果の検証結果を記載すること。

8 事業成果・効果の検証方法

2「事業の成果目標」及び6「期待される効果・波及効果」と関連付けて記載すること。

9 添付資料

(1) 人件費、謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。

また、人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定してください。

(2) 事業費の自己負担金の構成員別負担額及び負担割合(%)を記した資料（様式：任意）を添付すること。

(3) 事業の一部を委託する場合には、その相見積り及び委託契約書（案）を添付すること。また、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合には、その理由を明らかにした資料を添付すること。

(4) 事業実施結果に係る報告の場合には、別紙「平成 年度の食品産業グローバル展開推進事業実施に係る収益報告」を添付すること。

(5) 必要に応じて資料を添付すること。

別紙

平成 年度食品産業グローバル展開推進事業の実施に係る収益報告

①補助対象経費

円

②補助事業の実施により発生した収入

円

③当該収入を得るに要した費用（補助事業に要した経費を除く。）

円

④補助事業に要した経費のうち補助対象外経費

円

⑤補助率

⑥国庫補助金額【 $(① - ((② - ③) - ④) \times ⑤)$ 】

円

別記様式3（第7の2の（1）関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

印

平成 年度食品産業海外展開支援事業に係る事業成果状況報告書

平成 年度に実施した事業に係る事業成果状況について、食品産業海外展開支援事業実施要領（平成30年3月30日付け29食産第5522号農林水産省食料産業局長通知）第7の2の（1）に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業実施主体名：
所在地：
担当者名及び役職：
電話番号：
メールアドレス：
- 2 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 3 評価 A（目標を上回る進捗）、B（目標値どおりの進捗）、C（目標値を下回る進捗）
- 4 所見（より効果を高めるための改善点等）

（注）関係書類として、事業実施概要のわかる資料、調査結果等を添付すること。

別記様式4（第7の2の（2）関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度食品産業海外展開支援事業（食品産業グローバル展開推進事業）
に係る事業成果の報告について

食品産業海外展開支援事業実施要領（平成30年3月30日付け 29 食産第5522号食料産業局長通知）第7の2の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて報告する。

（注）関係書類として別添を添付すること。

別 添

1 活動内容

(注) 当該事業により取り組んだ活動内容を記載するとともに、翌年度以降、事業効果の発現及び海外進出に向けた自主的な取組がある場合は併せて記載すること。

2 事業の成果目標と成果

(注1) 事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、進捗状況等を記載すること。

(注2) 当該事業実施年度内に海外進出を行う場合には、事業実施年度以降の進出状況等を記載すること。

3 評価及び要因分析

(注) 成果目標の達成状況の評価し、目標を達成していない場合は、その要因と課題を詳細に分析すること。

4 次年度以降の活動方針

(注) 評価と要因分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。

5 特記事項

6 添付資料